

平成 20 年度決算以降に

◆早期健全化(イエローカード)になると…

自主的な改善努力による財政健全化を図ることとなります。

具体的には、公表した年度の末日までに、

- ①財政健全化計画を策定し、議会の議決・外部監査の要求が義務付けられ、
- ②計画の実施状況を毎年度議会に報告して公表し、
- ③早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告が行われます。

◆財政の再生(レッドカード)になると…

国等の関与による確実な再生を図ることとなります。

具体的には、公表した年度の末日までに、

- ①財政再生計画を策定し、議会の議決・外部監査要求が義務付けられ、
- ②財政再生計画を総務大臣に協議し、同意を求めることができます(※)。

また、

- ③財政運営が計画に適合しないと認められる場合等において、予算の変更等が勧告されます。

※ 同意がなければ、災害復旧事業債等を除き、地方債の起債が制限されます。

一方、同意があれば収支不足額を振り替えるための地方債(再生振替特例債)の起債が可能となります。

用語解説

早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値です。

経営健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値です。

財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により、自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値です。

標準財政規模

人口、面積等から算定する各自治体の標準的な一般財源の規模。

実質赤字比率

一般会計等(普通会計)を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。

福祉、教育、まちづくり等を行う市の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

連結実質赤字比率

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。

全会計の赤字や黒字を合算し、市全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率です

借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえます。

元利償還金

地方債の返済額とその利息額。

準元利償還金

「一般会計から公営企業に対する繰出金のうち公営企業債の償還に充てたとみなされるもの」や、「一部事務組合等に対する負担金のうち当該組合が起こした地方債の償還に充てたと認められるもの」といった地方債の返済に充てたと認められる経費。

将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。

借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

資金不足比率

公営企業会計ごとの事業規模(事業収入)に対する資金不足の割合です。

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえます。